



## 母子家庭の母、父子家庭の父の経済的自立を支援 ～高等職業訓練促進給付金等事業～

子育て支援課 ☎47-1283

この事業では、看護師や介護福祉士などの資格取得のための給付金を支援します。

### この事業による訓練促進給付金の支給対象者

市内に住所を有する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、及び(平成25年度以降に受講を開始した)父子世帯の父。

- 【1】児童扶養手当の受給者、または同等の所得水準にある。
- 【2】養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格取得が見込まれる(通信過程は適用外)。
- 【3】就労・勤務や育児と修業の両立が困難であると認められる。
- 【4】過去に、この事業による訓練促進費を受給していない。

### 対象となる資格

- ① 看護師・准看護師
- ② 介護福祉士
- ③ 保育士
- ④ 理学療法士
- ⑤ 作業療法士
- ⑥ その他、安芸高田市長が必要と認める資格

区分	高等職業訓練促進給付金	高等職業訓練修了給付金
支給対象	平成25年度以降に入学(受講開始)の母子世帯の母、及び父子世帯の父	母子世帯の入学年度は考慮しない(父子世帯は平成25年度以降に受講を開始した方)
支給期間	○受講期間2年以上(支給期間上限2年)	左記の修了日を経過後、請求による一度の支給
支給金額	世帯の市民税課税状況により、下記の区分の支給額を決定します ○非課税世帯 月額 100,000円 ○課税世帯 月額 70,500円 ※受講期間が3年以上の方はご相談下さい。	世帯の市民税課税状況により下記の区分を決定します ○非課税世帯 50,000円 ○課税世帯 25,000円

※支給開始は原則、支給申請をした月の翌月からとなります。

年度途中・受講途中の申請も可能です。申請などのご相談はお早めをお願いします。



## 障害を知り、共に生きる ～あいサポートアート展の開催～

社会福祉課 ☎42-5615

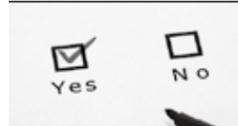
【あいサポートアート展とは?】  
広島県では、障害の有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会を実現するために「あいサポート運動」を推進し、平成27年度「あいサポートアート展」を開催しています。  
県内8市町で巡回展示が開催され、安芸高田市では、次の日程で巡回展示を開催します。あわせて市内障害者施設の方の芸術作品も展示しますので、ぜひご来場ください。  
「あいサポートアート展」は、障害のある方の芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としています。

### 【開催期間】

2月2日(火)から  
2月12日(金)まで  
※最終日は、午前中までの展示となります。

### 【展示場所】

クリスタルアージュ1階  
市民ギャラリー



## 平成28年度臨時職員を登録制度により募集します

総務課 ☎42-5611

【臨時職員登録制度とは?】  
あらかじめ働きたい期間や職種などを登録申請していただき、登録された方の中から、条件に合う方を市の担当課で選考し、審査後に採用する制度です。

### 【登録期間】

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

### 【申請受付期間】

平成28年2月15日(月)から  
平成28年2月29日(月)まで  
なお、申請は右記の期間以外でも、随時受付をおこなっています

が、平成28年4月1日からの採用に關しましては、この度の期間に申請していただいた方を優先的に選考します。

### 【登録申請方法】

新規に登録される方は、登録申請書に必要な事項を記入のうえ、写真を貼付し、申請してください。平成27年度に登録していただいた方は、更新申請書に必要な事項を記入し、申請してください。

※登録・更新申請書及び「安芸高田市臨時職員登録制度のご案内」

は、本庁総務課及び各支所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

### 【採用方法】

登録された方の中から必要に応じて、書類選考及び面接のうえ採用します。なお、受付順の採用ではなく、業務内容、登録者の条件などを元に選考します。



職種	資格	賃金(時給の場合)
一般事務補助員	不要	815円
保育士	必要	1,032円
保健師	必要	1,032円
助産師	必要	1,032円
看護師	必要	929円
管理栄養士	必要	1,032円
栄養士	必要	929円
調理員	不要	1,032円

### 【職種(左表参照)】

【申請・お問い合わせ先】  
総務課職員係

## 平成28年度安芸高田市奨学金奨学生の募集をします

教育総務課 ☎42-0049

【奨学金制度とは?】  
学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校へ修学することが困難な方へ、修学に必要な学資金の一部を貸し付けます。

### 【奨学生の資格】

- ① 独立して生計を営む奨学生か、扶養している家族が1年以上市内に住所を有していること。
- ② 高等学校などに在学していること。
- ③ 経済的理由で修学が困難である者として別に定める基準に該当する者であること。
- ④ 学習状況が良好であること。
- ⑤ 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていないこと。

### 【奨学金の申請と手続き】

奨学金の申請用紙は、教育総務課にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

### 【手続きに必要なもの】

- ① 奨学金貸付申請書
- ② 本人が生計を営む場合は本人

の、その他の場合は世帯全員の所得を証明する書類(控除額のわかるもの)

- ③ 在学証明書
- ④ 世帯全員の住民票

### 【受付期間】

2月1日(月)から  
4月20日(水)まで

### 【申請書提出先】

教育委員会 教育総務課

### 【貸付の決定】

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査の上可否を決定し、その結果を申請者へ通知します。

なお、貸付決定後に連帯保証人2名の納税証明書などの書類提出が必要です。

※詳しくは、教育総務課(☎42-0049)へお気軽にご相談ください。市のホームページにも掲載しています。